

第5節 音楽

1 改訂のポイント

(1) 学習指導要領改訂の趣旨

☆これまでの基本方針

音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきた。

☆課題（これまでもやっているが、更に充実させたいこと）

- ① 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ② 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ③ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

これらの課題をうけて、中学校音楽科では



- ・感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化への理解を深める学習の充実を図る。

(2) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。

また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

何ができるようになるか（音楽科の目標）

主語は子ども

◎表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

育成すべき資質・能力の三つの柱 (1)～(3)は相互に関連しあう

(1) 生きて働く知識・技能の習得

(何を理解しているか、何ができるか)

→曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身につけるようにする。

(2) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

(理解していること・できることをどう使うか)

→音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

*自分の考えをもつ

*思考・判断の過程や結果を言語活動で表す

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養

(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)

→音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

○内容構成の改善

「A 表現」「B 鑑賞」二つの領域及び〔共通事項〕で構成

- ・「A 表現」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」
- ・「B 鑑賞」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」
→指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(3) 学習内容、学習指導の改善・充実等

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

三つの柱の一つである「知識及び技能」について、指導内容を明確にした。

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的内容を領域や分野ごとに事項として示した。「技能」に関する指導内容についても、分野ごとに事項として示した。
→技能は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 鑑賞の指導内容の充実（課題③）

「B 鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

③ 〔共通事項〕の指導内容の改善

〔共通事項〕→表現及び鑑賞の活動と切り離して単独で指導するものではないことに充分留意する

中央教育審議会答申において、「学習内容を三つの柱に沿って見直す」とされたこと、『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがあるとされたことなどを踏まえ、従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

事項ア→「思考力、判断力、表現力等」

音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考えること。

事項イ→「知識」

音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

*単にそれぞれの名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切。

④ 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされた。このことを踏まえ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるよう指導を工夫すること」を配慮事項として示した。

→言葉のやり取りだけでなく、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにすることが大切。

⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項を次のように示した。

- ・我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

→表現する喜びや充実感を味わうことができるようにする。難易度については、生徒や学校、地域の実態等を踏まえて適切に配慮する。

⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

→量を増やすと言う意味ではなく、質をよくしていくこと（限られた時間の中での工夫）

2 指導計画作成上の留意点

<指導計画作成上の配慮事項>

- (1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める。
題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
- (2) 各事項を相互に関連付けながら題材を構想する。
- (3) [共通事項]を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- (4) 特定の活動に偏ることなく、[共通事項]を要として各領域や分野の関連を図る。
- (5) 障がいのある生徒などの指導
- (6) 道徳科との関連
道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

<内容の取扱いと指導上の配慮事項>

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の取扱い
 - ア 音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。
 - イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
 - ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。
 - エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
 - オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
 - カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- (2) 歌唱の指導の取扱い
 - * 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と音量によって歌わせるようにすること。
 - * 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
→適切な教材において効果的に用いる。全ての歌唱教材について階名唱をすることを求めているわけではない。
- (3) 器楽指導の取扱い
生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。
- (4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人ひとりが、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。
- (5) ♯や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1♯、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。 →移動ドと関連付ける。
- (6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌（くちしょうが）を用いること。
→あえて「口唱歌」と記載しているのは、「唱歌（しょうか）」と区別するため。「しょうが」でもよい。
- (7) 即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視する。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させる。工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 鑑賞指導の取扱いについては、第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるよう指導を工夫すること。

3 Q & A

Q 1 見方・考え方を働かせることについて

学習指導要領解説によると、音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」とあります。

「音楽に関する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味しています。「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示しています。

生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いているといえます。

音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現し、このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されます。

生徒が、見方・考え方を働かせることが出来るような授業づくりは、教員にとって重要な視点です。音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることが期待されています。

Q 2 障がいのある生徒などに対する指導について

個々の生徒の困難さに留意して、それぞれの生徒に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的・組織的に行います。その際には、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえて、適切かつ臨機応変に対応することが求められます。また、児童・生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

例えば、音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合には、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるように、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを提示したり、掲示したりして、選択できるようにするなどの方法があります。

学校においては、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任や他教科の担任等に引き継いだりすることも必要です。

Q 3 言語活動を行うときに注意することについて

学習の中で、言語活動を適切に位置づけることが大切です。生徒が、音楽に関する言葉を用いて、イメージや感情、思いや意図などをお互いに伝え合う活動を取り入れることで、音によるコミュニケーションが一層充実するようにします。その際、単に言葉のやり取りだけにならないよう、実際に歌ってみたり、繰り返し聴いてみたりすることで、言葉で表したことと、音や音楽との関わりを捉えることができるようにすることが大切です。友達と一緒に、創意工夫して表現することや、創作する喜びを味わったり、音楽には様々な感じ取り方があることに気付いたりすることは、一人ひとりの音楽に対する価値意識を広げることにつながります。